

発能美子育て第903号
平成27年 3月 9日

山内保険医療機関・保険薬局 各位

能美市長 酒井 悅次郎
(公印省略)

子ども医療費助成制度の助成方法の変更について（お願い）

日頃は、市民の健康維持並びに保健福祉行政の進展に多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

つきましては、現在能美市が実施している子どもの医療費助成制度について、申請にかかる手続き及び一時的な経済的負担の軽減を図るため、下記のとおり現物給付方式に助成方法を変更することとなりましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 助成方法を変更する医療費助成制度と対象年齢

- ・乳幼児・児童医療費助成制度（18歳の年度末まで）
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度（子どもの医療費のみ・18歳の年度末まで）

※助成方法以外の制度の内容については変更ありません。（自己負担 無料）

2. 助成方法 申請による償還払い方式 → 現物給付方式（公費負担者番号方式）

3. 変更時期 平成27年4月診療分から

4. 受給者証の交付 助成方法の変更にともない、対象者に「子ども医療費受給資格者証」を交付いたします。（現在の該当者には、3月20日頃にお届けする予定です。）受給者証に記載する個人の受給者番号は7桁です。

5. お願い 助成方法の現物給付方式への変更にともない、診療報酬の請求の際に新しい公費負担者番号の入力が必要となりますので、診療報酬請求システムでの対応について、委託業者等に事前にご確認願います。

能美市の公費負担者番号 88174123

6. 添付資料 県内各市町においても順次現物給付化を予定しているため、右川県で医療機関向けの手引き書を作成いたしました。後日、医師会等を通じて配付されるかと思いますが、事前にお届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

※子ども医療費助成制度についてのお問い合わせや受給資格・受給者番号のお問い合わせは、能美市健康福祉部・子育て支援課 58-2232までお願いします。

子どもの医療費窓口無料化を実施します！

～～平成27年4月診療分から～～

平成27年4月から、同封の受給者証を医療機関の窓口にご提示いただくと、窓口で医療費を支払わずに診療受けることができます（保険診療外の費用や、入院時の食事代等は対象外）。

ただし、受給者証が使用できない場合等がありますので、下記をよくご確認ください。

対象となる医療費助成制度と対象年齢

- ・乳幼児・児童医療費助成制度（18歳の年度末まで）
 - ・ひとり親家庭等医療費助成制度（子どもの診療分のみ・18歳の年度末まで）
- ※医療費助成の対象は、保険診療の自己負担分です。

受給者証を使用できない場合（※①～⑤は後日、申請により、払い戻しを受けることができます）

- ①健康保険証及び受給者証を忘れた場合
- ②県外の医療機関を受診した場合
(県内医療機関でも無料化に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関にご確認ください。)
- ③整骨・接骨・鍼灸にかかった場合
- ④治療用補装具を作った場合
- ⑤他の公費負担医療制度（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患治療研究事業等）を利用した場合
- ⑥学校や保育園での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

後日払い戻しを受ける場合

上記①～⑤の場合等で、医療機関の窓口で医療費を支払った場合は、従来通り申請により払い戻しを受けることができます。申請期限は診療の翌月から数えて6ヶ月以内です。
上記⑥の場合は、学校や保育園に申請してください。

お願い

- ①受給者証は大切に保管してください。保護のために同封のカードケースをご利用ください。
- ②住所・氏名・健康保険証・振込先金融機関の変更があった場合は必ず届出をしてください。
- ③市外に転出される場合は、受給者証を返還してください。転出日以降は受給者証を使用しないでください。

お問い合わせ

熊本市健康福祉部 子育て支援課（58-2232）